

出資法人等の情報の公開に関する指導要綱

(目的)

第1 この要綱は、茨木市情報公開条例（平成15年茨木市条例第35号。以下「条例」という。）第27条に規定する出資法人等（以下「出資法人等」という。）について、同条例及び茨木市情報公開条例施行規則（平成15年茨木市規則第51号）に定めるもののほか、必要な事項を定め、もって出資法人等が管理する情報の公開推進を図ることを目的とする。

(出資法人等の責務)

第2 出資法人等は、その管理する情報の公開に努めるものとする。

(市長の指導)

第3 市長は、出資法人等に対し、当該出資法人等が情報公開制度に関する定めを設ける場合のモデルの提示を行うことにより、当該出資法人等が情報公開制度に関する定めを設けるよう指導するものとする。

2 市長は、出資法人等が情報公開制度に関する定めを設けた場合は、当該出資法人等の情報公開制度が適正かつ円滑に実施されるよう指導するものとする。

(情報公開制度に関する定め of 閲覧)

第4 市長は、出資法人等が情報公開制度に関する定めを設けた場合は、当該定め of 提出を求め、これを市民 of 閲覧に供するものとする。

2 市長は、情報公開制度に関する定めを設けた出資法人等に対して、その管理するファイル of 目録等 of 提出を求め、これを市民 of 閲覧に供するものとする。

(出資法人等に対する助言等)

第5 出資法人等は、当該出資法人等が設ける情報公開制度に関する定めについて、必要に応じ、市長に助言等を求めることができる。

2 市長は、出資法人等から助言等を求められたときは、当該出資法人等に対し、必要な説明等を求めることができる。

(運用状況 of 報告と公表)

第6 市長は、毎年、情報公開制度に関する定めを設けた出資法人等に対して、情報公開制度 of 運用状況について報告を求め、その概要を公表するものとする。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、出資法人等 of 情報公開に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。